

高田地区海岸養浜技術検討委員会 規約

(主旨)

第 1 条 この規約は、岩手県における高田地区海岸養浜技術検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 委員会は、東日本大震災津波に伴い消失した、高田地区海岸の砂浜の回復（養浜）に係る技術的検討を目的とする。本委員会では、試験施工後のモニタリング結果の検証までを行う。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養浜の計画から施工に係わる技術検討に関すること。
- (2) その他目的の達成にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、岩手県沿岸広域振興局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第 2 条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。
- 4 関係行政機関の職員である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総務し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、岩手県沿岸広域振興局長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長が必要と認める場合は、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターにおいて処理する。

2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成26年3月28日から施行する。

別表

高田地区海岸養浜技術検討委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

分類	氏名	所属機関・団体名	備考
委員 (海岸工学)	小笠原 敏記	岩手大学工学部大学院 工学研究科 准教授	
委員 (水工学)	田 中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授	
委員 (生物学)	松 政 正俊	岩手医科大学 共通教育センター 生物学科 教授	

行政委員

分類	氏名	所属機関・団体名	備考
行政委員	佐久間 修	岩手県水産技術センター 所長	
行政委員	諏訪 義雄	国土交通省 国土技術政策総合研究所 海岸研究室長	
行政委員	八重樫 弘明	岩手県県土整備部 河川課総括課長	

事務局

岩手県	県土整備部 河川課	
	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	
陸前高田市	建設部	